



# ワノテックグループ 行動規範

2025年度版

株式会社ワノテックジャパン  
株式会社ワノテック 華努迪克(蘇州)電子有限公司

## 《 目次 》

はじめに	01
1. 誠実で公正な事業活動	02 - 04
2. 環境の保全	05
3. 社会との関係	06 - 07
4. 人権の尊重	08
5. 経営基盤	09 - 12
6. 行動規範の遵守の仕組み	13
7. BCP (事業継続計画)	14
8. 経営トップの責任	15

## はじめに

ワノテックグループは、「物心ともに豊かさと幸せを創造、人間完成を目指して学習、練磨し心を込めて、お客様に奉仕する」という当社の経営理念に基づいて顧客の発展に貢献し、ステークホルダーとの関係を重視、その影響へ対応することにより、持続可能な社会の創造と社会的責任を果たし、信頼を高める必要があると考えています。

ワノテックの社名に込められた「和のテクノロジー」、人類が進歩するために必要なテクノロジーを人と人の和で実現するため、全従業員が自分らしさを大切にしながら、安心して働きやすい企業を目指し、働き方改革や人材の多様化と多様な価値観を尊重して受け入れ、活躍できる職場環境に取り組みます。多様な人材が活躍して付加価値を生み出すことで、より良い社会の実現に貢献できるものと確信し、ワノテックの社是・経営理念、企業倫理規程に基づいて本行動規範を策定します。

本行動規範はワノテックグループ全ての役員及び従業員が遵守しなければなりません。同様にワノテックグループと取引を行う全てのサプライヤーへも業務のあらゆる側面で誠実に、責任感を持って本行動規範の遵守にご協力いただきます。

# 1. 誠実で公正な事業活動

## 1-1 高品質で安全性の高い製品・サービスの提供

- (1) お客様のニーズ、仕様を満足し、品質・安全・環境に関わる法令などの基準を守るだけでなく、必要に応じて自主基準を設定して、製品やサービスの品質を保証します。また、お客様に安心してご使用いただくため、製品やサービスの事故発生ゼロを目標に安全確保に努めます。
- (2) 欠陥やお客様からのクレームに対し誠意をもって迅速に対応するとともに、その原因を究明し、徹底した再発防止に努めます。
- (3) 適切な品質マネジメントシステムを構築し運用します。

## 1-2 営業活動

- (1) お客様の視点に立ってお客様の求めるものを的確に把握し、信頼され満足していただける製品やサービスを提供します。
- (2) 国内外の競争法を遵守することはもちろん、法と正しい企業倫理に基づいた行動、公正、透明、自由な競争を基本として、社会の一員として適切に活動します。
- (3) 営業活動において、お客様に不当な圧力を加える行為をしません。
- (4) 会社や製品・サービスの広告・宣伝活動および営業活動において法令ならびに社内諸規程などを遵守し、不当表現を排除するとともに、社会的道義および公序良俗に従い、公正かつ適切な表示・表現をします。
- (5) 情報収集を正当な手段で公正かつ適切に行うとともに、お客様の機密情報、個人情報などの機密保持に努めます。
- (6) 適法、適切かつ合理的で明確な契約の締結を行います。
- (7) 契約の締結に際してそのリスク・コストの把握を前提に、個別の取引条件を関係者や専門家の協力を得て検討するとともに、締結のプロセスを社内手続のルールに従って行います。

## 1-3 調達活動

- (1) 購買取引先と良きパートナーシップを築き、長期的観点より相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。
- (2) 広く世界に目を向け、最適な購買取引先を開拓し、競争の維持に努めます。

- (3) 水銀を含む製品の製造、水銀及び水銀化合物の使用禁止、水俣条約による水銀廃棄物の処理、ストックホルム条約で定義された特定の化学物質の製造及び使用を禁止します。  
また、ワノテックグループが製造及び販売する製品中にタンタル、錫、タングステン、金及びコバルト等が含まれる場合、当該紛争鉱物の使用が、コンゴ民主共和国、隣接国及び高リスク地域における①紛争、②児童労働等の人権侵害、③劣悪な労働環境、環境破壊、汚職等のリスクや不正にかかわる組織の活動を直接的に助長しないような調達を目指します。そのため、取引先に対しても、そのサプライチェーンにおいてそのような調達を行わないように要請します。
- (4) 購買取引先の選定は、資材の品質・信頼性・納期・価格、および取引先の経営の安定性・技術開発力などに加え、公正で透明性の高い情報開示、法令および社会的規範の遵守、人権の尊重、雇用と職業に関する不当な差別の撤廃、児童労働および強制労働の排除、環境保全活動、社会貢献活動、働きやすい職場作り、ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有など、社会的責任を果たしているかを十分に評価した上で、適正かつ公正に行います。
- (5) 購買取引に関して、購買取引先からの個人的給付は受けとりません。
- (6) すべての購買取引先に公平・公正に対応します。また購買取引先の機密情報、個人情報などの機密保持に努めます。
- (7) 調達活動を社内ルールに従い、適正な手続に則り運営します。

#### 1-4 ワノテックブランドの尊重

- (1) ブランドを重要な経営資源と位置づけ、ワノテックブランドの価値を守り、高め、社会に認知してもらう行動を取ります。

#### 1-5 技術者倫理の遵守

- (1) 技術者として、職務を遂行する過程で技術者の使命に反すると判断される状況に直面した場合には、公衆の安全、健康および福祉を最優先します。また、製品やシステム、サービスに起因する製造物責任問題が生じないよう製品安全に万全を期すとともに、優れた機能・性能と高い信頼性を確保するよう努めます。
- (2) 技術者として、人類社会の維持可能性を最大限に高めるよう、資源の有効活用と地球環境の保全に努めます。
- (3) 技術者として、常に客観的な立場で真実に基づき正直、誠実かつ公平に責任を持って判断し実行します。また技術者一人では問題の解決が困難と考えられる場合には、社内外の関係者、知見を有する第三者・専門家などに意見を求めて、共同で問題の解決に当たるよう努めます。

- (4) 技術者として、公衆・社会および環境に及ぼす影響に関する情報については、社内外の関係者と協力して常に透明性を高め、正確かつ迅速に提供するように努めます。
- (5) 技術者として、機密保持の義務を遵守します。しかし、それらの情報のなかに、公衆・社会および環境に重大な影響を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合は、適時適切に情報を開示するよう努めます。
- (6) 技術者として、自らの知的成果と同等に他者の知的成果を尊重します。また、他者との円滑な協力関係を築くとともに、公正な市場環境を構築するよう努めます。
- (7) 技術者として、他者および他国・他地域の文化、宗教、慣習、制度および価値観の多様性を尊重し、技術を通じて世界の人々と喜びを共にするよう努めます。
- (8) 技術者として、自己研鑽に努め将来にわたり技術で世界をリードします。

## 2. 環境の保全

### 2-1 環境経営の推進

- (1) 環境と調和した持続可能な社会の実現のため、製品の素材の調達から生産、流通、使用、適正処理に至る全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したモノづくりを行うために、推進すべき役割を認識し、各々の役割を果たします。
- (2) 環境に関わる法令、自主基準を遵守し、事業運営と業務遂行に努めます。

### 2-2 環境に配慮した事業活動・環境管理の推進

- (1) 地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全に配慮した製品・サービスを積極的に開発します。
- (2) 工場、オフィスなどにおける、地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全に積極的に取り組みます。
- (3) 環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努めるとともに、環境問題が発生した場合に環境負荷を最小化するよう適切な処置を迅速に講じます。
- (4) 法令等で製品への含有が禁止または制限されている物質については、法令等で定められた通りに製品に含有しないよう、又は所定分量以上に含有しないようにすると共に、必要とされる表示義務について遵守します。
- (5) 稼働により発生する揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副産物は、大気に排出する前に必要な特性評価、定期的な監視、制御、および処理を実施します。大気排出管理システムのパフォーマンスを定期的に監視します。
- (6) 水の使用・排出を文書化し、特性評価、監視を行い、節水の機会を模索、汚染経路を制御する水の管理を実施します。排水の処理と抑制を定期的に監視し、最適なパフォーマンスと規制の遵守を確保します。

### 2-3 ステークホルダーとの対話

- (1) ステークホルダーとともに持続可能な社会を共に創るため、環境活動に関する情報開示と対話を実施します。

## 3. 社会との関係

### 3-1 企業情報の開示

- (1) 社会が必要としている情報について、幅広いステークホルダーとの対話プロセスを大切にし、多様な意見やネガティブ情報にも耳を傾け、真摯にかつ主体的に対応するなど、社会との双方向のコミュニケーションを促進します。
- (2) 発生した危機に対し誠実な対応を行い、ネガティブ情報についても、適時適切に情報開示を行います。

### 3-2 地域社会への貢献

- (1) 持てる資源を最大限に活用し、いきいきとした社会の実現のため、次なる時代の変革を担う人を育む活動を中心に社会貢献活動を行います。また、社会貢献活動の実施により、尊敬され信頼される21世紀のグローバル企業をめざします。

### 3-3 政治・行政との関係

- (1) 政治・行政との健全で正しい関係を築きます。とくに、公務員に関する倫理規程を遵守します。
- (2) 公務員（みなし公務員、外国公務員を含む）に対する贈賄またはそれに類する不当な利益の申し出・約束・供与は行いません。また、このような疑惑を持たれる行為はこれを慎みます。
- (3) 公の入札の公正を害する行為を行いません。
- (4) 寄付行為・社外団体への加入を公正・適切に行います。

### 3-4 反社会的取引(注)の防止

- (1) 暴力団などの反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引を行いません。
- (2) 取引の自己検証により反社会的取引を防止します。
- (3) 暴力団などの反社会的勢力に対して断固とした態度で対応し、あらゆる不当要求を拒否します。

(注) 暴力団などの反社会的勢力との取引

### 3-5 贈物・接待などについて

- (1) 従業員はその家族も含め、取引先やお客様に対し金銭や贈物を要求しません。
- (2) 相手方との取引関係に直接的に影響する場合、または影響するとみられるおそれがある場合は、取引先、お客様その他の会社の従業員などに金銭や贈物を贈りません。
- (3) お客様などを接待する場合は、社会通念上妥当な範囲内で接待を行います。
- (4) 取引先やお客様から接待の申し出があった場合は、上長に報告・相談し慎重に対応します。接待の内容が常識を超えた華美または高額な内容と思われる場合はその場で辞退します。

### 3-6 各国・各地域の文化・慣習の尊重と法令遵守

- (1) 各国・各地域での事業活動において、各国・各地域の文化、慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令などに従い、公明正大な行動に努めます。また、それぞれの国や地域の持続的発展を視野におき、経済的、社会的、環境的な進歩に貢献します。各国・各地域の法またはその施行が国際行動規範と対立する国・地域においては、国際行動規範を最大限尊重するよう努力します。
- (2) 各国・各地域での不正な商取引や、それへの関与を行いません。また、犯罪組織との関わりを持つことが無いよう十分留意するとともに、マネーロンダリング（犯罪などで得た不正資金の浄化）を規制する各国・各地域の法令を遵守します。

## 4. 人権の尊重

### 4-1 人権の尊重に向けて

- (1) 人権に関する国際規範を尊重し、人権を妨害もしくは阻害するような行動に関与しないよう配慮します。

### 4-2 差別の撤廃

- (1) 従業員の採用・処遇および商取引などあらゆる企業活動において、当事者一人ひとりの人格と個性を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどによる差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

### 4-3 情報管理にともなう人権の尊重

- (1) 個人情報の漏えい、コンピューターウイルスや不正アクセスによる新たな問題を未然に防ぐため、情報を扱う上で人権の尊重、安全への配慮に基づいた情報モラルの確立を図ります。

### 4-4 労働における基本的権利の尊重

- (1) 企業の社会的責任に留意した雇用を推進します。従業員の雇用にあたっては、各国・各地域の法令に準拠して実施します。就業の最低年齢に満たない児童に対する児童労働や従業員の意に反した不当な労働はさせません。
- (2) 企業の社会的責任に留意した調達を推進し、児童労働・強制労働を行っている企業からの調達は行いません。
- (3) 各国・各地域の法令や労働慣習を踏まえ、国連グローバル・コンパクトの原則として示される従業員の基本的な権利を尊重し、経営幹部と従業員の真正かつ建設的な話し合いを通じて、お互いの問題をよりよく理解し、共同で課題解決に努めます。
- (4) 法律で禁止されていない限りサプライヤー及び従業員の内部告発者の機密性、匿名性、保護を確保し自社の従業員が報復の恐れなしに懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを保持します。

### 4-5 労働組合

- (1) ワノテックグループは、各国の法令に基づき、社員が自らの自由な選択で労働組合等の結成及び参加するという基本的な権利を尊重します。かかる活動を差し控える従業員の権利も同様に尊重します。

## 5. 経営基盤

### 5-1 情報の管理と利用

- (1) 情報の作成、取得、機密管理、共有と開示、保管と保存、情報の利用、廃棄という機密情報のライフサイクルに関する全プロセスを適切に管理し、情報の漏えい・不正利用による事故防止のために機密情報の保全、情報機器の適正利用を遵守します。
- (2) 情報セキュリティ方針に従い情報資産を保護します。
- (3) 機密情報を社内ルールに従い、適切に管理します。
- (4) 他者・自社の機密情報について、その権利と価値を十分に尊重します。他者から開示を受けた機密情報も自社の機密情報も、その漏えいにより、他者や自社に損害を与えたり、契約違反や法令違反とならないように、本行動規範や関連規則を厳守して適切な管理・取り扱いを行います。
- (5) 自社の機密情報を他者に開示する場合には所定の手続を経て、秘密保持契約を締結するなどの適切な機密保全措置を講じてから開示します。
- (6) 他者が権利を有する機密情報を、自社の業務上取得する必要がある場合のみ、公正な商習慣に照らして公正かつ適切な方法（契約など）で入手することとし、決して不正な手段によって取得しません。また、他者の機密情報を取得した場合は、契約厳守で管理するとともに、契約終了後も必要な措置を講じます。
- (7) 個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いに関する自社における個人情報保護方針に則って適切に取り扱います。
- (8) 文書や電子ファイルなどの記録や情報を整理、保管し、処理の終了した文書や電子ファイルを適切に保存し、保存期間が過ぎたものについては適切に破棄します。

### 5-2 内部情報の利用とその留意点

- (1) 会社情報の漏えい防止に常に注意を払い、自社、関係会社・取引先（関連会社、出資先、契約関係にある会社、契約交渉中の会社をいう。）、お客様などに関する重要情報を第三者に口外しません。
- (2) 自社や関係会社・取引先、お客様などに関し、投資家の投資判断に影響を及ぼす未公表の情報（インサイダー情報）を知った場合には、インサイダー情報が公表されるまでの間は、自社または関係会社・取引先の株式などの取引は行いません。  
インサイダー情報に該当するかどうか不明確な場合には、株式などの取引について、慎重に対応します。

### 5-3 会社資産の管理と保全

- (1) 知的財産を積極的に創造し、適切に保護して効果的な活用に努めます。自社の職務に関連して創作した知的成果に係る知的財産権は、関連法令において認められている範囲内で、すべて自社に帰属することを認識し、自社の権利を適切に保護し活用するために関連する会社規則や会社の指示に従います。
- (2) 他者の知的財産を尊重します。他者の知的財産権の権利侵害を未然に防止し、円滑な事業推進を図るため、新製品・新技術の研究・開発・設計・生産・販売などにおいて、他者の知的財産権を事前に調査し、疑義がある場合には対策を施します。
- (3) インターネットの利用やソフトウェアの使用に関して、他者の著作権を侵害したり、使用許諾契約の使用条件に違反してソフトウェアを複製したり、インストールしたり、使用したりしません。ソフトウェアは会社の資産として正しく使用されるように管理に努めます。
- (4) 会社の有形資産（土地・建物・施設・設備・製品・事務機器・現預金・有価証券など）を事業活動のために効率的に活用し、不正使用や紛失・盗難などを防止するため、会社が定めた規則やルールを遵守します。
- (5) 金融資産を含めた会社の資産を、有形・無形を問わず、不正使用や私的利用などにより、その価値を毀損する行為は、これを行いません。
- (6) あらゆる事業上の判断および事業活動が、会社の最善の選択となるように行われるようにするとともに、会社の利益と相反する、金銭的またはその他の取引関係を、調達先、お客様、競合他社との間で持ちません。
- (7) 公正な会計処理と適正な情報記録および報告を行います。また、研究報告書、各種検査データ、業績報告書類なども、事実に基づく情報を正確かつ明瞭に記録、報告します。

### 5-4 従業員の力を引き出す環境の整備

- (1) 雇用・人事・勤務・賃金などの労働条件などに関し、関係する労働法令を遵守します。
- (2) 従業員一人ひとりの人権を尊重し、個人情報およびプライバシーの保護に関しては細心の注意を払って厳正に管理します。また、人権を侵害するセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどは絶対に行いません。
- (3) 安全と健康を守ることはすべてに優先するという考え方を基本として、職場の安全確保に努めます。
- (4) 心身の健康増進に取り組みます。また自らの健康だけでなく、周囲の健康にも配慮します。
- (5) 従業員一人ひとりが、働きがい・やりがいを持って働くことができる職場づくりに努めていきます。多様な働き方の実現や各種休暇制度などの活用により、仕事とプライベートの両立(ワークライフバランス)を支援していきます。また、妊娠・出産や育児、家族の介護などが必要な社員に対しては、これらに専念できるよう、職場の環境づくりに努めていきます。

- (6) 自らの能力を最大限に発揮できるよう、常に最善の努力と自己研鑽に努めます。  
上司は、部下に対して公正で適切な管理・指導・育成を行い、その能力の伸長に努めます。

## 5-5 安全衛生

- (1) 従業員の潜在的な安全衛生の危険源（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、および墜落の危険源）に対する状況は特定、評価し、軽減していきます。
- (2) 潜在的な緊急事態や非常事態を特定、評価し、緊急の報告、従業員への通知および避難手段、従業員の教育訓練を含む、緊急計画および対応手順の実施により、その影響を最小限に抑えます。防災訓練は少なくとも年に1回実施します。
- (3) 労働災害および疾病を防止、管理、追跡するため従業員からの報告を奨励、労働災害および疾病事例の記録、事例の調査、および原因除去のための是正措置を実施します。
- (4) 従業員の化学的、生物学的、物理的薬剤の状況はヒエラルキーコントロールに基づいて特定、評価、管理をします。潜在的な危険源が特定された場合は、除去また軽減する機会を模索します。その危険源の除去又は軽減が実行可能でない場合は、適切な設計、工学的および運営的管理の実施によって制御します。それでも、危険源を適切に管理することができない場合、従業員には適切に維持管理された保護具を無料で提供します。使用にあたっての保護マニュアルは定期的に教育訓練を実施します。
- (5) 人力による原材料の取扱いや重量物の持ち上げまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業および極度に反復の多い、または力の要る組立作業など、従業員の身体に負荷のかかる作業の危険源の状況を、特定、評価、管理します。
- (6) 生産機械およびその他の機械は、安全上の危険源を評価し、機械により従業員が怪我をする危険源がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理を行います。
- (7) 従業員へ清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の保存、および食事のための施設を提供します。
- (8) 従業員の母国語または理解できる言語で、労働者が曝露することになるあらゆる特定される職場の危険源（機械、電気、化学物質、火災等）について、適切な職場の安全衛生情報と教育訓練を従業員に提供します。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示し、全ての従業員に対し、定期的に教育訓練を実施します。

## 5-6 輸出入関連法令の遵守

- (1) 製品の輸出はもとより、あらゆる貨物の輸出および技術を輸出する場合には、輸出関連法令を遵守します。

- (2) 国内に販売する場合も含め、最終用途・最終需要者の確認に留意し、社内ルールに従い、実効ある輸出管理を行います。
- (3) 輸入をする場合には、輸入関連法令を遵守します。

## 6. 行動規範の遵守の仕組み

### 6-1 ルールの徹底

- (1) 常に部下に対し業務遂行上必要とされる関係法令、社内規則に関する知識の付与に努めます。また、各関係法令・社内規則の関係部署は、従業員に対し関係法令・社内規則に関する教育などを実施します。関係法令の改正や新事業への進出、新たな国や地域への事業展開など、必要に応じて社内規則を改定し、それを従業員に周知します。
- (2) どのような状況にあっても法令を遵守し、本行動規範に則り公正に行動します。
- (3) 関係法令・社内規則に違反する疑いがある場合には、直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談し、それを直すために必要な措置を講じます。また、他の者の行為が、関係法令・社内規則に対し適正でないことに気付いた場合も、同様に直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談します。またワノテックグループ内のみならず、サプライチェーンとしての取引先の企業倫理に関する評価も実施し、改善につなげられるように努力します。
- (4) ルールが時代とともに変化することに常に注意して、「基本と正道」を旨として良識に従って行動します。
- (5) 従業員が関係法令などに違反する行為をした場合は、就業規則の懲戒条項に照らし、懲戒解雇を含む厳正な処分を行います。

### 6-2 自己チェック

- (1) 社内の諸手続が関連法規、社内規則に則り適正に行われているかを確認するため、自己チェックを実施していきます。

### 6-3 内部通報制度

- (1) 従業員などが、自社およびグループ会社の業務に関連した違法、不正または不適切な行為に関する通報をできる制度を設け、通報がされた場合には、事実関係を調査のうえ、是正措置が必要な場合は、これを実施します。これによって、法令遵守を徹底し、高い倫理観を持った企業活動を行います。
- (2) 通報が悪意に基づく誹謗、中傷である場合を除き、通報したことを理由とする不利益な扱いをしません。通報者本人が違法行為に関与しているような場合には、通報したことによって免責はされませんが、自ら通報したことは情状として考慮します。
- (3) 通報先は労働者代表、及び総務部長とし、通報手段は電話、手紙、e-Mail、面談、いずれでも受け付け致します。

## 7. BCP(事業継続計画)

- (1) 災害発生時からの目標復旧期間の設定において、想定されるリスクならびに重要な経営資源（人員、設備、部材、情報）の特定と評価を行い、達成するために弊害となる課題への対策を立案します。BCPにおける災害発生時の組織体制や、初動から復旧までの対応手順などを明確にするとともに、日頃から定期的な訓練を実施、計画の改善を行います。

## 8. 経営トップの責任

- (1) 経営トップは、自ら率先して本行動規範に則り、企業倫理と法令遵守を軸とした事業運営がなされるように努めます。本行動規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らがその是正措置を講じ、再発防止に努めます。また、迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を果たすとともに、違反行為に対しては自らを含めて厳正な処分を行います。さらに、取引先をはじめとするサプライチェーンに対しても、企業倫理と法令遵守を軸とした事業運営が図られるよう促します。

### 適用について

取締役会など意思決定機関の場で制定または改定し、かつ、会社のすべての役員および従業員が確実に本行動規範を理解するよう適切な措置をとるものとします。

固有の行動規範では、それぞれの国や地域の法規制や社会的慣習、あるいはそれぞれの事業の特徴に応じて内容を変更し、あるいは、本行動規範に含まれない規程を追加することも可能です。ただし、固有のいかなる規程も、本行動規範の各規程と矛盾したり、内容的に緩和するものであってはなりません。

2025年5月1日制定（初版）